

議案第74号

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

新居浜市長 石川勝行

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「市の施設」を「市長の指定する処理施設（以下「市の施設」という。）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分		金額
ごみ	次のいずれかに該当する場合であつて、市が処分をするとき。 1 事業活動に伴つて排出されるごみを市の施設に自ら搬入するとき。	1台につき 100キログラムまでごとに800円

	2 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の施設に搬入するとき。	
犬猫等の死体	市の施設に自ら搬入し、市が処分をするとき。	1 体につき 300 円
し尿	市が収集及び運搬をするとき。	18 リットルにつき 216 円 18 リットルに満たない端数につき 108 円

別表第2（第11条関係）

産業廃棄物処理手数料

区分	金額
市長が種類その他処分に関する事項を定めて告示したものを市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	1台につき 100キログラムまでごとに 800 円

別表第3中

一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料（許可の更新を含む。）
一般廃棄物処分業許可申請手数料（許可の更新を含む。）
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料
浄化槽清掃業許可申請手数料
許可証再交付申請手数料

」を

一般廃棄物収集運搬業許可申請（許可の更新を含む。）
一般廃棄物処分業許可申請（許可の更新を

含む。)
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請
浄化槽清掃業許可申請
許可証再交付申請

」に改める。

第2条 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「100キログラム」を「10キログラム」に、「800円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成30年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定（同表し尿の項に係る部分に限る。）は、平成30年4月1日以後に収集及び運搬をするし尿に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に収集及び運搬をするし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、平成30年7月1日以後に処分をする廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理手数料について適用し、同日前に処分をする一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の額を改定するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。